

平成31年（令和元年）度事業報告

4 事業概要

食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として、鳥取県が認可した県内の3食鳥処理場に於いて鳥取県知事から委任された食鳥検査を実施した。

（1）法人の運営

ア 会議の開催

（ア）理事会

- a 第80回理事会 令和元年5月24日（金）午後2時から
 - （a）平成30年度事業報告（案）の承認について
 - （b）平成30年度事業収支決算（案）の承認について
 - （c）理事の選任について
 - （d）第16回評議員会の開催について
- b 第81回理事会 令和2年3月23日（月）午後2時から
 - （a）平成31年（令和元年）度事業に係る補正予算（案）について
 - （b）令和2年度事業計画（案）について
 - （c）令和2年度事業に係る収支予算（案）について
 - （d）公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会事務処理決裁規程の一部改正について
 - （e）事務局長及び検査専門員の勤務延長について

（イ）評議員会

- a 第16回評議員会 令和元年6月19日（水）午前10時から
 - （a）平成30年度事業報告の承認について
 - （b）平成30年度事業収支決算の承認について
 - （c）理事の選任（補充）について

イ 監査及び公益法人検査の実施

（ア）公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会監事による監査

- a 平成30年度事業に係る業務及び決算監査 令和元年5月14日（火）
- b 平成31年（令和元年）度中間決算監査（定例監査） 令和元年10月17日（木）

（イ）県総務部 行政監察・法人指導課による立入検査（監査）

- a 令和元年11月8日（金）
- b 文書指摘・指導事項なし

ウ 公益法人会計処理指導

平成26年12月から公認会計士と契約し、定期的に個別指導を受けた。

エ 職員食鳥検査技術向上研修会

食鳥検査員の検査技術及び資質の向上を図るため、以下の研修会実施並びに派遣を行った。

- （ア）厚生労働省主催全国研修会 令和2年1月21日（火）から22日（水）
令和元年度食鳥肉衛生技術研修会及び研究発表会（東京）
- （イ）協会主催食鳥検査技術研修会

a 第1回 食鳥検査員全体研修会 令和元年 6月23日(土)

b 第2回 食鳥検査員全体研修会 令和元年12月14日(土)

(ウ) その他

a 鳥取県獣医学会(鳥取市) 令和元年7月28日(日)

b 獣医学術中国地区学会(松江市) 令和元年10月19日(土)から20日(日)

・ 上記a, bにおいて「鳥取県における食鳥検査の状況」について口演発表

c 全国食鳥指定検査機関情報連絡会議(京都府) 令和元年10月23日(水)

e 令和元年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会(東京) 令和2年2月7日(金)から9日(日)

(2) 食鳥検査事業

ア 食鳥検査員の派遣(各食鳥処理場毎に常時2名~3名の食鳥検査員を派遣)

(ア) 米久おいしい鶏株式会社鳥取事業所食鳥処理施設(東伯班)

営業日数: 273日(平日212日、土曜日42日、日曜日3日、祝祭日14日
年末年始2日)

(イ) 名和食鶏有限会社食鳥処理施設(名和班)

営業日数: 113日(平日68日、土曜日17日、日曜日2日、祝祭日4日
年末年始1日)

※ 令和元年12月2日(月)から新食鳥処理場で操業再開

(ウ) 株式会社大山どり食鳥処理施設(淀江班)

営業日数: 264日(平日207日、土曜日40日、日曜日0日、祝祭日16日
年末年始1日)

イ 食鳥検査

食用に供される目的で飼育された鶏を対象として食鳥検査を実施し、人の健康を阻害する恐れのある病気に罹った鶏の食用に適さないと診断したものについて廃棄処分とした。

(ア) 食鳥検査羽数は19,398,723羽で、前年度の18,905,381羽より493,342羽増えた(対前年比103%)。(別紙1)

(イ) 食鳥検査の手数料収入金額は64,954,603円で、前年度の63,269,661円より1,684,942円増えた(対前年比103%)。(別紙1)

(ウ) 食鳥検査の結果、「と鳥禁止」、「解体禁止」及び「全部廃棄」処分が妥当であると診断して全てを廃棄した食鳥羽数は359,617羽で、廃棄処分率は1.85%(30年度:328,792羽、1.73%)であり、前年度より0.12%増加した。また、内臓等の一部だけを廃棄する「一部廃棄処分」とした食鳥羽数は465,160羽で、廃棄処分率は2.39%(30年度:469,008羽、2.48%)であり、前年度より0.09%減少した。

禁止・全部廃棄及び一部廃棄処分羽数の合計は818,140羽で、処分率は4.21%(30年度:797,809羽、4.21%)であり、全体での処分率は前年度と同じであった。(別紙2)

(エ) 精密検査は73検体、延べ145件の細菌検査を実施した。(別紙3)

ウ 家畜保健衛生所との連絡会議の開催

家畜保健衛生所が実施する養鶏農場の衛生指導等の一助となるような食鳥検査データの活用方法等について意見交換や情報交換を行った。

(ア) 第1回食鳥検査に係る連絡会議 令和元年5月30日(木)

(イ) 第2回食鳥検査に係る連絡会議 令和元年9月26日(木)

(3) 広報啓発事業

ア 一般消費者を対象として、食鳥肉の安全性を確保するために実施している食鳥検査の方法及び食鳥肉の処理工程を分かり易く解説したDVDを関係者等に配布、普及啓発を図った。

イ 食鳥検査の分析結果を基に専門的検討を加えて各処理場を通じて食鳥生産者に還元し、生産技術の向上と併せて食鳥肉の衛生的生産意識の高揚を図ることに努めた。

ウ ブロイラーの生産及び処理における衛生状況の向上に資するため、機関紙「食鳥だよりNo. 34」を発刊した。本号では「HACCPに沿った衛生管理の精度化」を中心とした、食品衛生法の改正について、分かり易くポイントを解説した。また、日本海新聞及び公益社団法人鳥取県栄養士会の機関紙「栄養とっとり」に事業広告を掲載して食鳥検査事業に係る啓発に努めた。

(ア) 食鳥検査だより 第34号

a 発行部数：300部

b 配布先：生産者、処理業者、全国食鳥指定検査機関及び行政関係機関 他

(イ) 新聞広告

a 掲載新聞：日本海新聞

b 掲載日：令和元年12月7日(土)

c 内容：「鳥取のとり肉は私たちが検査しています！」

(ウ) 公益社団法人鳥取県栄養士会 機関紙「栄養とっとり」

a 平成31年度3回発行

b 内容：「鳥取のとり肉は私たちが検査しています！」

エ 各食鳥処理場において、食鳥衛生管理者(食鳥処理業務従事者を含む)を対象に昼休みや休憩時間にミニ研修会を開催し、食鳥に係る疾病診断技術及び鳥インフルエンザ等鶏の疾病に関する正しい知識の普及・啓発に努めた。

オ より多くの県民に当協会の業務内容や食鳥検査の意義についての理解を深めるため、随時ホームページを更新した。また、鳥取大学農学部獣医学科学生実習において、食鳥検査事業の目的や意義等について啓発・講演を行った。

(ア) 鳥取大学農学部獣医学科学生実習

a 期 日：令和元年8月1日(木)

b 内 容：講演「食鳥処理と食鳥検査について」

c 対 象：鳥取大学共同獣医学科4年次学生32人